

名家連ニュース

平成30年12月2日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO.566号

名古屋市において第4次障害者基本計画策定の専門部会、障害者施策推進協議会を経て「素案」がまとめられました。この間、名家連で提出してきた「意見書」の根幹部分は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の資料」でした。その内容を2回に分けて紹介いたします。

アウトリーチ支援に係る事業の全体像

《既存の地域生活支援事業広域調整等事業「アウトリーチ事業」》

都道府県地域生活支援事業 必須事業(障害者総合支援法 第78条)

【実施主体】 都道府県、(H30年度～：指定都市、保健所設置市、特別区を追加)

【支援対象者】 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害、気分障害、認知症による周辺症状がある者及びその疑いのある者及びその家族等で、以下のいずれかに該当する者

・精神障害が疑われる未受診者・ひきこもりの精神障害者(疑い例含む)

・保健所等の行政機関を含めて検討した結果、選定した以下の者

(医療中断、服薬中断、入退院を頻繁に繰り返す者、長期入院後の退院者)

【人員配置】 いずれか1名以上配置：保健師・看護師・PSW・OT

望ましい配置職種：臨床心理技術者・相談支援専門員・ピアサポーター

【実施要件等】 ○原則24時間365日の相談支援体制 ○専用事務室 ○1日1回のミーティング、週1回ケース・カンファレンス ○支援内容の報告(都道府県に月毎に報告) ○アウトリーチ事業評価検討委員会による評価・検証 ○保健所以外の機関の実施の場合、保健所保健師の同行訪問等



《新事業の創設「(新)アウトリーチ支援に係る事業」》

既存の地域生活支援事業(広域調整等事業)の中で実施するアウトリーチ事業に加えて、新たに地域生活支援促進事業(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)の中で、地域の実情に応じて柔軟に実施することができるアウトリーチ支援に係る事業のメニューが追加された。

【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【支援対象者】 精神障害者(疑いの者も含む)及びその家族等で、アウトリーチ支援が有効であると、自治体が判断した者

【人員配置】 多職種による支援が行える体制 ※精神科医師と十分に連携の図れる体制をとること

【実施要件等】 実施自治体、アウトリーチ支援実施者によるケース・カンファレンスの実施等



『障害者週間』 記念のつどい

主催：名古屋市
名古屋市障害者団体連絡会

《日時》平成30年12月9日(日)午前10時～午後4時

《会場》中区役所ホール

《内容》10時～式典、新作映画「バケツと僕!!」

13時～「今もある優生思想を問う」映画・講演